



2025 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 大王製紙株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 若林 頼房
(コード番号 3880 東証プライム市場)
問合せ先 経営企画本部 広報・IR部長 北野 育
(TEL. 03-6856-7501)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2025 年 6 月 26 日開催予定の当社第 114 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、2025 年 2 月 14 日付で公表いたしました「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」の通り、当社グループを取り巻く経営環境が目まぐるしく変化する中において、取締役会では中長期の経営戦略等を議論・決定することに重点を置き、監督機能の強化を通じて一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、権限委譲を行うことにより意思決定の更なる迅速化を図ることで、企業価値の向上に取り組むため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、変更案第 9 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (3) 議決権の代理行使について、株主総会に出席できる代理人の数を 1 名とすることを明確にするため、変更案第 17 条（議決権の代理行使）の通り規定を変更するものであります。
- (4) 取締役会の柔軟な運営を可能とすること並びに意思決定の客観性及び透明性の向上を図ることを目的として、取締役会の招集者及び議長を取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するとともに、取締役会の機動的な運営を図ることを目的として、取締役会の招集通知を発する期間を、緊急の必要があるときは短縮できることを定めるため、変更案第 24 条（取締役会の招集者及び議長）の通り規定を変更するものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴い、字句の修正、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月26日（木）（予定）
定款変更の効力発生日	2025年6月26日（木）（予定）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条～第6条 (条文省略)	第5条～第6条 (現行どおり)
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第7条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、 <u>取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	第7条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、 <u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
第8条 (条文省略)	第8条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u>
	第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
	(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>
	(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>
	(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第9条 (条文省略)	第10条 (現行どおり)
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</u>	2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u>
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第10条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、 <u>取締役会で定める株式取扱規則による。</u>	第11条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、 <u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u>
第11条～第15条 (条文省略)	第12条～第16条 (現行どおり)
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第16条 株主又はその法定代理人は、当社の	第17条 株主又はその法定代理人は、当社の

現 行 定 款	変 更 案
議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。 (議事録) 第 17 条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、議事録に記載し、議長及び出席取締役がこれに記名捺印して保存する。 (員 数) 第 18 条 当会社の取締役は、15 名以内とする。 (新 設) (選 任) 第 19 条 (新 設) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。 2 (条文省略) (任 期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された取締役の任期は、任期満了前に退任した取締役の任期の満了する時までとする。 3 増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新 設) (新 設)	議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。 (議事録) 第 18 条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、議事録に記載又は記録する。 (員 数) 第 19 条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15 名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。 (選 任) 第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。 3 (現行どおり) (任 期) 第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。 3 増員として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。 4 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 5 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任され

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役等) 第 21 条 <u>取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長及び取締役副社長を選定することができる。</u> 2 <u>取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</u> (新 設) (取締役会の権限) 第 22 条 (条文省略) (新 設) (取締役会の招集者及び議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> 2 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。ただし、緊急やむをえないときは、<u>取締役及び監査役の全員の同意を得て、招集の手続を経ないで開催</u>することができる。</u> (新 設) 第 24 条 (条文省略) (報酬等) 第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議をもって定める。	<u>た監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役等) 第 22 条 (削 除) 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。</u> 2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長及び取締役副社長を選定することができる。</u> (取締役会の権限及び重要な業務執行の決定の委任) 第 23 条 (現行どおり) 2 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の招集者及び議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> 2 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に<u>対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮</u>することができる。 3 <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u> 第 25 条 (現行どおり) (報酬等) 第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株</u>

現 行 定 款	変 更 案
	主総会の決議によって定める。
第 26 条 (条文省略)	第 27 条 (現行どおり)
(執行役員)	(執行役員)
第27条 取締役会は、その決議をもって執行役員を定め、当会社の業務を執行させることができる。	第28条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を執行させることができる。
第 5 章 監査役及び監査役会	(削 除)
(員 数)	(削 除)
第 28 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。	
(選 任)	(削 除)
第 29 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。	
(任 期)	(削 除)
第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
2 補欠として選任された監査役の任期は、任期満了前に退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤の監査役)	(削 除)
第 31 条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。	
(監査役会の権限)	(削 除)
第 32 条 監査役会は、法律に別段の定めがある事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。	
(監査役会の招集者及び議長)	(削 除)
第 33 条 監査役会は、監査役会であらかじめ定めた監査役が招集し、議長となる。ただし、必要あるときは、他の監査役も招集することができる。	
2 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急やむをえないときは、監査役の全員の同意を得て、招集の手続を経ないで開催することができる。	
(報酬等)	(削 除)
第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の責任免除)</u> 第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 第 36 条～第 37 条（条文省略） (中間配当金) 第 38 条 当社は、取締役会の決議をもって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、金銭の分配として中間配当を行うことができる。 第 39 条 (条文省略) (新 設)	(削 除) 第 5 章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の権限)</u> 第 29 条 監査等委員会は、法令又は本定款に別段の定めがある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。 <u>(常勤の監査等委員)</u> 第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 第 32 条～第 33 条（現行どおり） (中間配当金) 第 34 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、金銭の分配として中間配当を行うことができる。 第 35 条 (現行どおり) <u>(附 則)</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 1. 当会社は、第 114 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 第 114 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条第 2 項の定めるところによる。